

松本市パートナーシップ宣誓制度（案）に対するパブリックコメントの
意見聴取結果

1 意見聴取期間

令和2年12月15日（火）から令和3年1月22日（金）まで

2 閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（行政情報コーナー、地域づくりセンター、人権・男女共生課）

3 意見聴取の結果

(1) 意見等の区分

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	5件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	4件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	3件
エ その他	制度全般への要望等	7件
合計		19件

(2) 提出方法

方法	件数	人
電子メール	9	3
ファクシミリ	6	1
郵送	4	1
計	19	5

4 パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方

(1) 制度全般に関すること（13件）

No.	意見等の概要	市の考え方
1	制度が導入されることを待っていた。 賛成	【イ 趣旨同一の意見】 生きづらさや悩みが少しでも解消され、このまちで暮らし続けながら、個性や能力の発揮につながることを期待します。また、地域社会にLGBTQ（性的マイノリティ）の方への理解が進み、性別に関わらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現につなげてまいります。
2	制度導入は心よりうれしい。感謝	
3	制度導入により、生きやすく、自分らしく暮らせるようになる方々がいる。そのためにも早急に導入すべき。当事者以外の方々の生活は今と変わらず、不便になることもない。	
4	すぐに宣誓しなくても、いつでもできるということが安心につながる。また、移住も検討しやすい。環境が整っていることが大切	
5	松本市が試金石となり、県内自治体にも制度導入が広がることを期待する。	【エ その他】 今後、県内自治体にも導入が広がれば、自治体間の連携についても検討してまいります。
6	宣誓時等、制度利用者のプライバシーには十分配慮して運用されることと思うが、安心して利用できるよう周知されたい。	【ウ 参考とする意見】 当事者の方が安心して制度を利用できるよう配慮するとともに、その旨を周知してまいります。
7	性的マイノリティが直面する問題は、私企業・団体、私立医療機関等の民間法人が関係するケースや、市民が個人として関わるケースがある。よって要綱ではなく、広範な法的効力をもつ条例による制定を求める。	【エ その他】 全国の制度導入自治体のうち、92%が要綱で規定している※ことから、本市も要綱に基づき、制度を開始します。 ※2020年9月30日現在
8	まずは包括的計画及び理念を策定し、その上でパートナーシップ宣誓制度といった具体的施策が施行されるべき。次期松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）に「性の多様性の尊重」等を位置付け、その後、（仮称）LGBT共生推進協議会を設置し、実態調査、推進プラン策定を経て、制度導入することを提案する。	【ウ 参考とする意見】 本制度は、現松本市総合計画のまちづくりの基本目標で掲げる「一人ひとりが輝き大切にされるまち」の実現を目指すものです。今後策定される基本構想2030・第11次基本計画では、施策の方向性に、性的指向、性自認、多様な個性と人権尊重について位置付けてまいります。

No.	意見等の概要	市の考え方
9	<p>制度の目的に、「地域社会にLGBTQの方への理解が進み」とあるが、LGBTQの何に対して市民の理解が進むのか、具体的に記述すべき。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>要綱の「趣旨」に「多様な性や生き方」という表現を加えます。</p> <p>性的指向や性自認に対する誤った認識が偏見と差別を生み、当事者の悩みや苦しみとなっていること等を知ること、多様な性と様々な生き方を尊重する意識と当事者に寄り添う気持ちを育んでいきます。</p>
10	<p>パートナーシップ関係の解消において、第三者を交えた話し合いが必要となった場合に利用できる制度の周知や、家庭裁判所との連携等を検討してほしい。</p>	<p>【エ その他】</p> <p>相談内容に応じて、適切な相談窓口につながるよう周知していきます。</p>
11	<p>制度の導入にとどまらず、市民に意識が広がるように、長期的な計画で考えていただきたい。</p>	<p>【エ その他】</p> <p>LGBTQ（性的マイノリティ）や性の多様性について理解を深めていくことが重要と考えます。研修会や講演会の開催など、当事者の方とも連携した周知啓発等に取り組みます。</p>
12	<p>宣誓の要件に、「一方又は双方が性的マイノリティのカップル」とあるが、性的マイノリティを証明することを要件とするような誤解・不安を招かないように、記載等には配慮してほしい。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>性的マイノリティとパートナーシップについて、要件ではなく定義の中に記載することとし、誤解を招かないよう注意します。</p>
13	<p>市内医療機関には、松本二次医療圏等からの患者流入が多い。これらの市村に在住の当事者も、松本市の宣誓者と同様のサービスが受けられるようにしてほしい。そのためには、宣誓できる者として対象要件に加えるか、緊急連絡先やパートナーの名を記したカードの普及で対応するなどの方法を考えてほしい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>本制度は市の制度であり、広域圏の住民まで対象とすることは困難ですが、県内自治体で同様の制度が開始された場合は、自治体間の連携について検討し、他自治体宣誓者へのサービス提供についても検討します。宣誓者に交付する宣誓書受領カードには緊急連絡先の任意記載欄を設けます。</p>

(2) 制度の内容に関すること（5件）

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
14	宣誓できる方の要件	<p>性的マイノリティだけを対象とせず、独居高齢者の問題などにも対応できるよう、恋愛感情を抜きにした、日常生活において協力し合おうとする個人の関係にまで、対象を広げることはいか。フランスのPACS※のように、性別に関係なく様々な人が使え恩恵が受けられる設計にしてほしい。</p> <p>※PACS（民事連帯契約制度）：性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約。法律婚と比べ締結と解消の手続が簡易。それでいて法律婚と同等の権利が得られる。</p>	<p>【エ その他】</p> <p>今回のパートナーシップの定義は、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係としています。少子高齢化社会が抱える課題の中では、恋愛感情を抜きにした多様な協力関係を認めていくことも重要であると理解しますが、本制度の趣旨とは異なるため、要望としてお聞きします。</p>
15	宣誓できる方の要件	<p>近親者であっても「宣誓者同士が養子縁組をしている場合は除く」とされているが、同性愛者が養子縁組を結ぶ背景として、国が同性婚を認めていない問題がある。それらのことについて、市民の理解とコンセンサスが必要。制度導入を延期し、議論の場を設けるべきと考える。</p>	<p>【エ その他】</p> <p>本制度は、当事者の生きづらさや悩みを解消するとともに、多様な性と生き方を尊重する意識や理解を地域社会に広げていくというものです。制度開始前には、本パブリックコメントの他に、広報への掲載や各種団体等への制度説明により、同性パートナーによる養子縁組の宣誓要件も含め、理解と関心を高めてまいります。</p>
16	受領証の交付	<p>宣誓書受領カードのデザインを工夫し、救急搬送時や病院等において、パートナーへの連絡等に利用できる緊急連絡カードとしても活用してほしい。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>宣誓書受領カードは、お二人のお名前を記載し、パートナーシップ関係にあることが分かる内容とします。また、緊急連絡カードとしても活用ができるよう、連絡先の任意記載欄を設けます。</p>

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
17	受領証の返還	「一方が死亡したとき」は、生前のパートナー関係を第三者に対して証明する手段を失うことになり、制度の趣旨を著しく没却するもの。返還させなければならない必要性がないと考える。	【ア 反映する意見】 「やむを得ない理由があるときは、受領証等の返還を要しない。」とするただし書きを加えます。
18	受領証の返還	「一方又は双方が宣誓要件を満たさなくなったとき」は、宣誓したパートナーの一方が第三者と婚姻又はパートナー関係を持った場合に、もう一方の意思とはかかわらずに関係を解消することが可能となってしまう内容である。	

(3) その他 1件

No.	意見等の概要	市の考え方
19	我が国が同性婚を認めないことは人権侵害であり、同性愛者に対する差別の温床の一因であると考え。市長及び市議会は、同性婚法制化推進の意見書を国会に提出してほしい。	【エ その他】 同性婚の法制化に向けた具体的なご意見は、今回の意見募集の趣旨とは異なるため、要望としてお聞きします。